

東海村障がい者総合支援協議会会議録

開催日時	令和6年3月26日（火）午後3時～午後4時30分
場 所	東海村総合福祉センター「絆」多目的ホール
出席者	有賀会長，有阪副会長，浅野委員，大貫委員，恩智委員，川上委員，澤島委員，鈴木委員，中村委員，永山委員，松永委員（順不同）
欠席者	池永委員，石塚委員，宇都宮委員，大串委員，近藤委員，坂下委員，益子委員（順不同）
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>（1） 原子力災害に備えた東海村住民避難計画について</p> <p>（2） 障がい者プラン（案）について（資料1，3）</p> <p>（3） 「いのちを支える」計画（案）について（資料2，4，5）</p> <p>（4） 専門部会について</p> <p>3 その他</p>
議 事	<p>（1）原子力災害に備えた東海村住民避難計画について</p> <p>事務局：資料に基づき説明。</p> <p>委員：担当地区に要支援者である高齢夫婦がいる。3月に地域で災害時の避難についての話し合いを行った。その際に，コミセンに行ってから再度どこに行くかを決めると言われたが，二度手間にならないのか。認知機能が低下している高齢者は，あちこちに行くだけでパニックになると思うが，何とかならないのか。</p> <p>事務局：自家用車で避難できない人は，近くのコミセンに配車されたバスに乗っていくことが基本となる。福祉車両が必要な避難者もコミセンで待ち，福祉車両に乗って避難先に行くことになる。福祉車両の手配は茨城県が行う。コミセンに集まった要支援者情報を茨城県に報告し，移送を要請する。5キロ圏内から第二段階で避難することは，近隣市町村にも調整している。</p> <p>ただし，その時にならないと必要な台数の把握ができない。自宅にいた方が落ち着く人が自宅に滞在することは可能だが，バスの発着時間がその時にならないと分からないため，うまく調整できない可能性がある。情報は都度発信していくが，要支援者が災害時に情報を受けられるのかは不明な部分もある。情報弱者に伝達できるかは明言できないので，コミセンに来た方が確実といえる。家族や知人と，災害時の対応について話を詰めてもらえるとありがたい。</p>

委員：障害福祉サービス事業所が対応するにしても、小さい車で動けるような貸し出し用の車は予定として持っていないのか。

事務局：今のところ、そのような予定はない。

委員：避難訓練は予定しているのか。

事務局：日程は未定だが、実施方法については検討中である。できれば要支援者や関係者にも参加してもらいたい。

委員：訓練はこまめにやってほしい。

副会長：事故が起きた場合、村外の障害福祉サービス事業所を利用する村内在住の障がい者はどのような動きをすれば良いのか。家族に迎えに来てもらう想定か。

事務局：送迎のある障害福祉サービス事業所は、自宅に送り届けてもらった方が早い。自分で通所している利用者は、自宅に帰るよう促すしかない。帰宅後の対応が基本になる。

副会長：放出されたあとはどうなるか。

事務局：まずは自宅にとどまり、線量測定後、避難かとどまるかは、その時点で判断することになる。

会長：UPZに障がい当事者を含め認知症などの要支援者がどの程度いるのか把握しているのか。移動の問題が出てくる。UPZの人は避難をさせなければならない状況になるが、その際どのように移動させるか、現時点でどのくらい把握しているのか。

事務局：村内の人数は把握している。バスの必要台数についても算定したものがあつた。県バス協会やハイヤータクシー協会との協定を予定している。隣接県からもバスを要請すると聞いている。村の対象者データは県に報告している。初動の必要台数として把握はしているが、その時に必要台数が揃うのかは、まだわからない状況である。

会長：避難所の要支援者受入体制の連携は、避難先自治体ととれているのか。

事務局：受入自治体にも福祉避難所があるので、案内してもらえはつた。例えば、取手競輪場に到着した場合、取手市で空いている避難所を案内される。福祉避難所についても別途案内される流れになっている。

会長：屋内退避と自治体がつたが、屋内退避はいろいろな方法で配慮しなければならない。家屋の年数、木造・鉄筋、換気扇で防げるのか。どこまで屋内退避の体制ができるのか。

事務局：細かい部分について住民への周知はできていない。すべての人が同じ条件で屋内避難ができるかはわからないが、カーテンを閉める、雨戸を閉める、換気扇を塞ぐなどは、ある程度は有効だと国が示している。今後、情報の底上げができるように村内の地域関係団体等への説明を行う予定である。

副会長：説明会を住民に行うと聞いたが、説明会であがった質問や回答をまとめたものを出してもらえると、住民不安の解消になるのではないかと思う。

事務局：本日午前中にも意見を得ていて、質問に回答していくほか、ホームページにも回答内容を公表していく予定。今回の意見も踏まえて、周知活動で得た意見について回答を積み上げていきたい。

(2) 障がい者プラン（案）について

事務局：資料1，3に基づき説明。

委員：補聴器の助成額は。医師の診断書があるのか。

事務局：対象者は村内在住の18歳以上である。18歳未満の助成は茨城県がすでに実施している。聴力は30デシベル以上の軽度・中等度。医師の意見書は必要。購入したものに対する購入費助成ではなく、申請（意見書と見積書）→審査・決定→購入→請求という流れを予定している。助成額は、非課税者と生活保護受給者が5万円を上限とし、それ以外は2万5千円を上限とする予定。

委員：片耳分か両耳分なのか。

事務局：片耳・両耳関わらず一人5万円を予定している。

委員：1回きりの助成か。

事務局：耐用年数もあると思う。他の事例を参考に検討を進めていく。

(3) 「いのちを支える」計画（案）について

事務局：資料2，4，5に基づき説明。

(4) 専門部会について

部会長：今年度、人権擁護・差別解消部会は3回開催した。1回目に取り組内容の協議し、村職員（管理職）向けの研修実施、合理的配慮推進事業の周知、精神障がいの差別解消をテーマとした講習会実施という意見が出た。管理職向け研修は、2月21日に会長が講師を務めて実施した。精神障がいの差別解消をテーマとした講習会は、東海高校1年生を対象に社会貢献講座として副会長が講師を務め実施した。3回目の部会では、次期も人権擁護・差別解消部会を進めていきたい、地道に理解を深めていきたいという意見があった。

部会長：今年度、相談支援部会は未実施。総合相談支援課が開催する相談支援専門員連絡会に参加した。MCS活用や基幹相談支援センターの在り方や、普段相談員が悩んでいることについて話し合いができた。今後は、相談支援専門員連絡会として開催した方が良くかもしれない。

部会長：今年度、就労部会は未実施。令和3・4年度は研修を実施していたので、次期は研修を実施していけたらと思う。

委員：医療的ケア児についての協議の場の設置について、資料を元に説明した。県内では、20市町村で自立支援協議会において医療的ケア児に関する協議が始まっている。協議内容は、ガイドラインの作成の整備などである。本村においても部会を活用したい。

事務局：専門部会の中で、議題として話し合うのか、部会とするのかは、本日決定するのではなく、次期の全体会において諮っていききたい。例えば、相談支援部会において医療的ケア児について話し合うという形など。事務局としては、専門部会は3部会が限度かと考えている。今年度の専門部会をベースに進めていく予定。

(5) その他

委員：はまぎくの会の評議員会で居場所づくり事業の予算説明があったが、場所はどこで実施し、対象者はどうなるのかを教えてもらいたい。

事務局：居場所づくり事業はこれまでもなごみで実施してきたが、精神障がい者就労支援事業や精神障がい者デイケア事業をまとめて居場所づくり事業とし、一体的に継続実施していく予定だ。詳細については、次期協議会において改めて周知したい。

以上